

第51回横浜市発達障害検討委員会会議録	
日 時	令和2年2月12日（水）午後3時00分～午後4時53分
開催場所	関内中央ビル3A会議室
出席者	渡部委員、平田委員、高木委員、小川委員、寺田委員、安藤委員、西尾委員、池田委員、坂上委員、中野委員
欠席者	なし
開催形態	公開
議 題	(1) 横浜市障害者施策推進協議会への諮問に対する答申（案）について (2) 報告事項
決定事項	
議 事	<p>開 会</p> <p>（田辺係長）定刻になりましたので、ただいまから第51回発達障害検討委員会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます、健康福祉局障害企画課の田辺です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に先立ちまして、本会議を傍聴される方をお願い申し上げます。本日はお越しいただきありがとうございます。受付の際に、本日の会議の円滑な進行を図るためのお願い事を何点かさせていただいておりますが、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>初めに、本日の出席者数の確認をさせていただきます。本日は委員10名の皆様ご出席ということで、横浜市発達障害検討委員会運営要綱第7条第2項に規定されております委員の過半数を満たしているということでご報告いたします。</p> <p>(1) 障害福祉部長あいさつ</p> <p>（田辺係長）では、初めに、障害福祉部長の上條からご挨拶申し上げます。</p> <p>（上條部長）障害福祉部長上條です。本日もお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。昨年度から2年間にわたりまして、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への支援というテーマで、さまざま検討を行っていただきました。また、昨年度の報告書を受けて、ことしの6月には、具体的な施策展開をどうするべきかということで、横浜市長から横浜市障害者施策推進協議会に諮問をさせていただいたところです。これを受けて今年度のこの検討委員会では、答申の作成に関する議論を行っていただきました。きょうの委員会をもって答申に関する議論をまとめていきたいと考えております。その後、後ほど説明もごさいますが、3月24日の予定で障害者施策推進協議会が開催されまして、そこで答申の文案を確定していくこととなります。そういう意味では、この委員会の中ではきょうのこの検討が最後ということになりますが、改めましてこの案の作成につきまして皆さんいろいろなお意見をいただきまして、本当にありがとうございました。我々もこの問題についていろいろと考えるところはあるわけです。</p>

が、この検討会の中での意見交換を通じて深められたかなと思っております。その後、具体的な施策にどう展開していくかということが大事なわけですが、本日も皆様から活発なご意見をいただきましてまとめとしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(田辺係長) 上條部長、ありがとうございます。それでは、ここからは渡部委員長に議事進行をお願いしたいと思います。では、渡部委員長、よろしくお願いいたします。

#### 議 題

(渡部委員長) 委員の皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。それでは、早速議題に入りたいと思います。本日、この後、諮問に関する答申案ということと、もう一つ、報告事項というのがございます。報告事項を大体4時40分ぐらいを目安にと考えておりますので、それまで議題1について審議を進めていただければと考えております。

#### (1) 横浜市障害者施策推進協議会への諮問に対する答申(案)について

(渡部委員長) まず本日1つ目の議題ですが、委員の皆様にご協力いただきまして答申案がまとまりつつあります。前回の検討委員会以降の答申案の検討経過と修正内容について、まず事務局からご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(佐渡課長) 障害企画課長の佐渡です。このたび、本当に長い間をかけてご議論いただきありがとうございます。前回からの変更事項を主に、コンパクトにご報告させていただきたいと思っております。着座にてご説明させていただきます。

まず、部長の挨拶でも今回の経過をご説明させていただきましたが、後ろからまいります。43ページと44ページをご確認ください。これが、今回の答申に至るまでの検討経過ということでございまして、昨年度からご議論いただき、報告書を受けた上で今年度6月から議論を開始していただいたということ、障害者施策推進協議会、親会議も含め記載させていただいたところがございます。最終的にはこの3月に、障害者施策推進協議会にまとめていただいたものを上げて、そこで答申としてまとめ、市長に報告するという算段になっておりますので、スケジュール的なことはこちらでご確認ください。

資料1の最初に戻りまして、1枚めくって目次をごらんください。前回以降に、これは全体バージョンになっておりますので、つけ加えたものがございます。「はじめに」のところは委員長に執筆をいただくところがございますが、第1章と第2章、そして第4章をつけ加えました。第3章を中心にご議論いただいていたところがございますが、全体の答申案としましては、第1章で検討の背景、第2章で30年度の検討委員会の取組の報告、第4章で今後の展開ということで、今後の施策展開

に向けて、済みません、このページも空白になって執筆が追いついていなくて申しわけございませんが、P D C Aサイクルを最後に入れたと思っているところがございます。

まず、3ページをごらんください。第1章では、検討の背景となる国と本市の取組をまとめさせていただいています。国では、発達障害者支援法がこの10年で改正されていることですか、厚労省からの通知に基づくトライアングル・プロジェクトのことですか、国の動きを書かせていただいております。また、横浜市を取組では、障害者プラン以外にも中期4か年計画、市全体の計画にも発達障害にかかわる部分が記載されておりますのでそのこと、また、横浜市の子ども・子育て支援計画、教育振興基本計画など、さまざまな計画の中でこの発達障害にかかわる部分があるということでまとめさせていただきました。

また、第2章につきましては、これは振り返りの部分ではございますが、6ページです。30年度の発達障害検討委員会の取組をどのようにしてきたのかということと、皆様に昨年度まとめていただいた喫緊の課題、その他の課題も含め、7ページに改めて項目出しをさせていただきました。喫緊に取り組むべき課題は、改めて9ページに前回の報告書を踏まえて記載しております。

そして、今年度、非常にたくさんのご意見をいただきながらまとめてまいりました第3章でございます。前回との違いを主にご報告させていただければと思います。まず11ページ、3-1、発達障害の定義と、本答申における対象児・者についてでございます。前回、ここにあります図がちょっと古いバージョンで、D S Mの3番ぐらいの図ではないかというご指摘をいただいております。私どもも委員長とも相談しながら、厚労省や文科省などいろいろ調べてはみたのですが、概念図についてはこれ以降のものは、公的な機関が出しているものとしてはなかったです。多分これは、発達障害者支援法が「発達障害とは」というところで、このページの1行目に出ているものをあらかず図としてそのまま使っているのだらうと思われると思います。そういうこともございますので、図としては公的機関が出しているものをこのまま使いつつ、その図のすぐ下の1つ目のチェックにございますように、2013年に発行されたD S M-5では、自閉症・アスペルガー症候群等が「自閉スペクトラム症」という言葉に統合されていますと説明させていただきました。

それから2点目が、次の12ページの3-2、前提となる考え方でございます。多様性の尊重とインクルージョンということで、現代社会の生きづらさについて、前回の案では言い切り口調の文章でまとめさせていただいたのですが、踏み込み過ぎではないかと。ここまで書くのであれば根拠、エビデンスも含めてきちんと記載すべきであるというご指摘を受けておりました。根拠となる専門的な論述を、いろいろな学者のいろいろなものが出ておりますが、どこまで何を引っ張ってというのがなかなか難しいところがございますので、文末を、皆様から今までいただいた意見を参考に、「思われます」とか「考えられます」というような表現で、少し概

念的な表現に修正させていただいたということと、ここの現代社会と生きづらさの文章をまとめるに当たって、小川委員にもご尽力いただき、文章をチェックいただいてこのように直しました。

また、めくっていただいて13ページですが、インクルーシブな社会の実現に向けてということで、ICFの理念を入れたらどうだろうかというご意見をいただきましたので、それを改めて入れ、環境因子を含めた視点が重要であるということを文章に入れた上で、その下にコラム的にICFの解説を入れております。背景因子として、個人因子ではなく環境因子が重要だということと、生活機能の中では参加や社会への関与や役割が重要であるというICFの考え方を改めてここに入れております。

そうですね、DSMです。ごめんなさい。私も自分でDSMと言っていて申しわけありません。DMSではなくDSMです。ありがとうございます。

それから、14ページの気づきの促進と未来につながる支援（Right time & Bright life）ということでR&B、こちらも前回のご意見で、答申の中に前年度の報告書にまとめていただいたR&Bに触れたほうが良いというご意見をいただきましたので、それを改めて入れました。

少し飛ばしまして19ページの3-4のI-4、成人期の課題に対する本人支援の充実のところでございます。前回、委員の皆様から、ここは成人期の書き込みが少し弱いのではないかと。学齢期から成人期への接続部分に限定された書き方をしていないかと。成人期、特に30代以降、結婚や家族の課題、そういうことが出てきたときの問題等も改めて書く必要があるのではないかとというご意見をいただきましたので、19ページの後段、白い丸の下から2つ目の2段落目、一方で成人期には、親元を離れての生活、余暇の過ごし方、結婚・子育て等の生活面の課題や社会的役割の変化により生じる課題にも直面することや、こうした成人期特有の生活課題に対応する力を身につけるための支援はまだ多くないのが現状という課題を入れております。また、最後の白丸のところ、今回の対象となる方々は、その特性が一見してわかりにくいいため、ライフステージの早い段階ではご本人も含めなかなか気づかず、成人期になって社会の中で生きづらさやつまずきに直面することがあるということも、課題として改めて書いたところです。それに対応する形で20ページには、具体的なことではございませんが、そういう視点を持つ必要があるということで、今度は黒四角の下2つですが、生活面の支援の充実、成人期まで発達障害が見過ごされた人への支援ということで、きちんと項目出しをさせていただきました。

次に、23ページをごらんください。大項目Ⅲ-1でございます。これは、前年度の報告の中で喫緊と言われた部分ですが、支援機関の役割分担の明確化等による効果的・効率的な対応、ここは、0次支援、身近な支援、1次相談、2次相談ということで非常にご議論いただいたところでございます。0次支援についての定義をきちんと記載させていただいたことと、この部分は後ほどの大項目Ⅴの人材育成にも

非常に絡むところで、役割をきちんと整理した上で、その役割に応じた人材育成が必要だという整理を改めてさせていただきました。

先にその大項目Ⅴの人材育成のところを見ていただきたいのですが、34ページをお開きください。真ん中辺の「なお」のところですが、今回の対象児・者への支援については、特化した支援方法がまだ十分に確立されていないということも含め書かせていただいた上で、求められることのところに、支援機関の特性に応じた支援力の養成ということで、次のページも含めてア、イ、ウとして、支援機関ごとに必要となる人材育成の課題に応じた支援策を書いています。アの障害児・者を主たる支援対象としない機関というのは、保育所、学校就労先であったり、例えば地域であれば地域ケアプラザのように、障害のある方々を主とした支援対象としていない機関ということで、発達障害の特性に配慮したコミュニケーション力ですとか、理解や気づきの視点が必要だということを書かせていただきました。また、次の35ページのイ、障害児・者への相談支援機関、これは、障害のある方の相談支援機関ということで、主に指定特定相談支援事業所や一次相談支援機関が該当するかと思います。そこの機関が必要なもの。また、ウでは、発達障害への専門性の高い支援機関ということで、主に二次相談支援機関が当たると思いますが、それぞれの役割に応じて人材育成が必要だということを、改めてこの大項目ⅢとⅤがきちんとリンクするように整理しました。

それから、少し戻っていただきまして、第3章Ⅲの支援機関の連携と役割分担のところのⅢ-2、25ページでございます。ライフステージを通した切れ目のない支援を行うためのコーディネート機能の強化のところ、次の26ページに求められることをまとめているのですが、横浜の相談支援、コーディネート機能については、相談機関が重層的過ぎて当事者やご家族が選択できないという課題に対して、コーディネート機能がより重要であるというご意見をいただきましたので、求められることの一歩頭のところに追記させていただきました。ライフステージを通した切れ目のない支援の実現のために、重層的な支援の仕組みの中から、本人の障害特性や困り感に応じた適切な支援機関や障害福祉サービス等をコーディネートする機能が重要ということを大前提として書きました。

次の27ページをごらんください。Ⅲ-3、医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充でございます。ここは皆さんの中から、医療機関の不足というのが課題として書かれているけれども、対応方法が十分に書かれていないと。医療の部分についていま一つ突っ込みが足りないのではないかというご意見を今までいただいておりました。なかなか書き切れないところはございますが、(1)の現状と課題の1つ目の白丸のところに、発達障害に対応できる医療機関は増加しているものの、ニーズに対し十分ではありませんという課題を載せた上で、一番下の黒四角で追記させていただきました。医療機関の連携の検討ということで、精神科医療ネットワークの構築というこまを1つ入れました。地域療育センターを初めとした医療機関が発

達障害に関するネットワークを構築し、診断、困難ケースへの対応、安定期の継続医療等について役割分担するなどして、必要なときに必要な医療を提供できるような体制づくりを検討する必要があるということを入れました。

それから、少し飛ばしまして、Vは先ほどお話ししたとおりです。36ページの大項目VI、障害理解の促進及び普及啓発のところです。こちらについては、社会に働きかけていく上では一番大切な部分に当たるかと思います。これを記載するときに、横浜らしさをどのように打ち出すのかというご意見をいただいて、なかなか難しいところもございますが、横浜が今まで民間企業や家族、当事者団体と協働して横浜の福祉をつくってきたのが横浜らしさであると思いますので、37ページですが、啓発・広報の充実の中にアとして民間企業等との協働、そしてイとして当事者団体・家族団体等の市民との協働というのを改めて入れるとともに、世界自閉症啓発デーや発達障害者啓発週間の取組の具体的な内容も追記させていただきました。

42ページ以降は資料編ということで、委員の皆様のお名前を書かせていただいておりますのと、47ページ以降につきましては、前年度の報告書にも添付させていただいた数値的なところ、バックデータの的なところがございます。これは、30年度のデータがまだまとまっておらず、前回の報告書のままになっておりますが、最終的に障害者施策推進協議会に出すときには、これに30年度のデータを追記する形で、ブラッシュアップして提出していきたいと考えております。

説明は以上でございます。ちなみに、表紙と裏表紙にあるコスモクロックは、昨年の世界自閉症啓発デーのときの、ちょっと白黒なのでわかりませんが、ブルーにライトアップされたコスモクロックを使わせていただいております。Photo by 森山という感じですが、ちょっと宣伝させていただいて、こういう形でまとめさせていただきました。いろいろご意見をいただきありがとうございます。まだ修正すべきところもあると思いますが、本日もまた忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

ア 「総論（第3章 3-1・2）」の内容について

（渡部委員長）ありがとうございました。この後の進め方なのですが、まず、前回初めてお示しさせていただいた総論の第3章1、2、すなわち11ページから12、13、14ページまでが、前回、検討委員会でごらんいただきご意見をいただいた部分になります。この部分に関して、先ほどご説明いただきましたように、修正した内容にはなっておりますが、まずこのことにつきまして委員の皆様からご意見やご質問をいただいて、その後、全体を通してという形で進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。最初にこの第3章の1、2についての内容で、前回のご意見あるいはご指摘を踏まえて修正いただいた部分について、改めて何かご質問やご意見がございましたらここでお願いしたいと思います。

（小川委員）図の取り扱いについては、私としては了解しました。自閉スペクトラ

ム症について注意書きで入れてもらうのもいいと思いました。改めて読み込んだときに、前からこうなっていたのかもしれませんが、12ページの多様性の尊重とインクルージョンの、対象児・者の特性と生きづらさの最初の文章、「今回の対象児・者を含む発達障害児・者は」、この意味がよくわからなかったのです。今回の対象児・者を含むと書いた意味がちょっとわからなくて、「発達障害児・者は」ではいけないのかなと思ったのが単純なところですよ。

それと、これも非常に単純なのですが、「発達の仕方のアンバランスで」は、「発達の仕方がアンバランスで」のほうが文章的にはいいと思います。細かいところで済みません。

それと、その後の2行目の後半の「その価値観が」というのが引っかかってしまったのです。社会の中で少数派となりがちで、その価値観が十分に尊重されない場合があります。価値観というのは人それぞれでもありますし、発達障害児・者も一人一人全部違うのに、価値観という言葉でひっくるめてしまうのはいかがかと思いました。例えば「社会の中で少数派となりがちです」で切ってしまうてもよろしいのかなと思っております。

それと、ちょっと飛びまして14ページです。これも前からこうなっていたかもしれませんが、その人にとって適切な時期云々かんぬんの段落で、この理念を「気づきの促進と未来につながる支援」というふうに改めてまとめていますよね。その人にとって適切な時期に適切な支援をというRight timeと気づきの促進というのが何か文脈的に矛盾しているということと、この気づきの促進の主語が本人なのか家族なのか周りなのか、いまちははっきりしない。下手をすると、気づきを促進するというのは、もともとの早期発見・早期療育の考え方にまた近くなってしまうのではないかという懸念がありまして、ここはいい言いかえ方を思いついてはいないのですが、括弧内がちょっと気になるところです。ここの部分は以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。順次よろしいでしょうか。一番最初の対象については、事務局、いかがでしょうか。

(安藤委員) 些末なところなのですが、一応呼び方がこうなりましたと書くのであれば、ADHDも書いておいたほうがフェアというか、バランスがいいかなと。

(渡部委員長) 注意書きのところですか。

(安藤委員) そうです。呼び方が変わったというところで、自閉スペクトラム症、あるいは自閉症スペクトラム、ADHDも変わりましたよね。訳し方がすごくもめて変わったという経緯があるので、できれば書いておいたほうがバランスがいいかなと、些末なことですが思いました。

(渡部委員長) そうしたらご意見を出していただいでよろしいですか。私は、今、小川委員がお話しされた12ページの生きづらさのところ、定型発達と異なるとか、その価値観が十分にというあたりの書き方が、もしかすると誤解を受ける可能性もあるかなと思ったので、そのあたりの書き方が気になりました。ほかの委員の

方、いかがでしょうか。

(坂上委員) どこというわけではないのですが、このアンバランスでいうところでひっかかってしまっていて、私の中では、「脳の発達の仕方が通常と違い」というニュアンスに捉えられたほうがいいのかと思いました。そのアンバランスのところでひっかかって、ちょっとほかを見たときに、厚労省のパンフの中の一文中、「発達障害はさまざまな場面での困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな要素が理解されにくい障害」という一文があったのです。アンバランスといったときに、何となく人よりもすぐれていたり、人並みにできているけれども、それに似合わないぐらいのできなさぶりが理解されにくいという様子がふだん感じるところなので、そこは生きづらさのところにはひっかかっていると思います、どこかにそれを入れてほしいと思いました。

(渡部委員長) 坂上さん、今、お話しいただいた部分は……

(坂上委員) 後で。わかりました。

(渡部委員長) そうですね。では、それは後で伝わるようにしていただいでよろしいですか。今、お話しいただいた部分は、参考図の下のただし書のところに関するご指摘と、本答申における対象児・者についてのご指摘、さらに、12ページの真ん中の対象児・者の特性と生きづらさの特に第1段落目について、さらに、14ページの理念の書き方に対してご指摘いただきました。そのことに関連してでも結構ですし、それ以外のところでも結構ですので、何かお気づきの点がございましたらご発言いただければと思います。

(池田委員) 私も最初に細かいところなのですが、参考図の下の1つ目でDSMのことが書いてあるところで、DSM-5の後に括弧書きで日本語訳が入っているのですが、日本語訳を括弧の中に入れるのであれば、出版年は日本の出版年のほうがいいのではないかと思います。2013年は多分、日本の出版年ではないと思います。あと、日本語訳を入れるのだったら、たしかこの訳は微妙に違って、「精神障害の診断と統計マニュアル」ではなくて、「精神障害の疾患・統計マニュアル」ではないかと思います。細かいところで済みません。

あと、私は通しで読んでみて、この多様性の尊重とインクルージョンというところは、一番最初にこういうのが入っているのはすごくいいのではないかと感じて読んでいたのですが、13ページのインクルーシブな社会の実現に向けてというこの見出しで、中身はICFのことがいきなり出てきて下にコラムがついていますが、インクルーシブな社会とこのICFのつながりがわかりづらいというか唐突感があるので、もう少しつながりの文章があるといいのかなと感じました。

(渡部委員長) わかりました。ここでICFを入れた意図がより伝わっていくような、ちょっと言葉を足してつないでいくということでしょうかね。

(池田委員) はい。あったほうが良いように思います。

(渡部委員長) ありがとうございます。よろしいですか。多分、この後推敲してい

くところで、今すぐこう変えますということではなくて、ご指摘のような部分を丁寧に練っていくという形でご了解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。そうしたら、今、ご意見をいただいたところをしっかりと受けとめて修正を図っていくということで進めていけたらと思います。それ以外、もしなければ先に次のところに行って、そこでこの部分を含めて全体を通してご意見をいただければと思います。

#### イ 全体を通して（意見交換）

（渡部委員長）次に全体をということで、今の第3章の15ページ以降、本答申の構成というところから、その後16ページ以降、答申の内容について修正いただいた部分を含めて記載されております。最初のところからでも結構ですし、答申の内容でお気づきの点を、まず何かご意見があればということなのですが、せっかくの機会ですでお一人ずつ時間をとって順次ご意見をいただいてまいりたいと思います。まず、最初にということで、ご指摘いただくことはございますでしょうか。では、小川委員からでよろしいでしょうか。ここは1人5分ほどで考えておりますので、ゆっくり言っていただいて結構です。

（小川委員）わかりました。細かい文言上のことを含めてになります。よろしいでしょうか。19ページ、現状と課題の丸の3つ目、就労系障害福祉サービスを云々かんぬんのセンテンスの一番最後、就労支援は充実しつつありますとなっていますが、ちょっと言い過ぎではないかという。充実というのは大分いい状況だと思うのですが、就労支援は広がりつつありますとか何か、もう少し控えめの言葉のほうがよろしいかなと思いました。それが1つです。

あと、21ページですが、最後の丸、学校における保護者支援のところでも1行目、小学校の通級指導教室では、保護者担当教員により、保護者が指導や学校・家庭生活等について相談できる環境があります。文章的にもちょっとひっかかるのと、この指導というのが何を示すのかわからなかったです。

あと、24ページですが、支援機関の連携と役割分担、これは人材育成のところとも関係してくるかもしれませんが、イの気づく力とつなぐ力の育成ということでもろもろ書いてあるのですが、主たる支援対象としない機関を支援する仕組みというのが抜けてしまっているのです。気づけ気づけみたいな感じで、例えば学校だとかサポステも含めて、気づきなさいと言っているのだけど気づいた後どうするのかとか、気づく力をどうやってとか、マネジメントをするような研修や、気づいた後の窓口を整理する、そういう仕組みなんかもつくっておかないと、そういうところに頑張れ頑張れと言っているだけの様な気がしましたので、ちょっと足りないかなと思っております。

あと、27ページになりますが、一番最後、医療機関の連携の検討のところなのですが、地域療育センターを初めとした医療機関となっていますが、地域療育センタ

一は医療機関ではありません。むしろ医療機関というところから今、脱しようとする動きをいろいろとっている中で、ここで医療機関の代表みたいな形で書かれるのはちょっといかがかなと思いますので、発達障害を専門とする医療機関を中心にとこのような形で書きかえたほうがよろしいのではないかと思います。さらに、精神科医療ネットワークの構築ですので、これはちょっと書きにくいかもしれませんが、民間の精神科クリニックなどという具体例を入れたほうが、イメージとして広がるのではないかと思います。

あと、同じ27ページで、下のほうで精神科医療ネットワークの構築、これは具体的に書いていただいているのですが、その前段となる現状と課題のところではやはり、発達障害に対応できる医療機関は増加しているものの、ニーズに対し十分ではありませんというの、ちょっとまだ弱いかないという感じと、発達障害に限らず今、前提となるのは、知的障害も含めた精神科医療というものが決定的に足りない。そちらに専門医療のほうが大分とられているという言い方はあれですけども、結局、横浜ですと療育センターが発達していますので、知的な遅れのあるお子さんは大分そちらのほうで幼児期からかかわっていると。でも、そういうお子さんについては、 Medikationが必要なお子さん、薬物療法が必要なお子さんが相当数いるのです。そういうお子さんに対しての医療というもので相当キャパシティを占めている状況があつて、そこが解決しない限り、発達障害の部分にもっと専門医療が行きなさいと言われても、もういっぱいいっぱいだという状況がある中で、発達障害だけ言ってもここはなかなか難しい。今回は軽度の知的な遅れ、あるいは遅れない人という答申なのでなかなか書きづらい部分はありますけれども、ここはもう少し踏み込んで医療のことについて、発達障害の領域だけではなくて知的障害も含めて書いていただく。その解決策としてあるのがその精神科医療ネットワークの構築なんだという関係性をもう少ししっかりつけていただいたほうが良いと思います。

あとは34ページですが、(1)の現状と課題のところ、一番最後のセンテンス、しかし、身体障害や知的障害に比べ発達障害は新しい概念であることから云々かんぬんは、その下のなお書きのところと内容が重複しているような気がしました。言っていることは別に間違っていないのですが、上で言つて下でも言つているという重複感があつたので、これは文章を整理できるように思いました。

長くなりましたが以上でございます。

(渡部委員長) ありがとうございます。まず意見を頂戴するという事で進めてまいりたいと思いますので、続いて安藤先生、いいですか。

(安藤委員) 私は特別支援教育についての記述でちょっと気になったことが、特別支援教育コーディネーターのこととか、横浜型センター的機能とかあつたのですが、全体的にはこれでまとまっていると思います。25ページのところで、特別支援教育コーディネーターの役割は、本当にこれだけでよかったのか、今ちょっとメモ

を持っていませんが、多分これだけではないと思います。国で決められた「特別支援教育コーディネーターとは」と書いてあるところにももうちょっと違うことが書いてあったと思います。校内のコーディネートもありますので、これだと少し足りないかなと思いました。

(渡部委員長) 特に校内のということですね。

(安藤委員) ええ。ちゃんと国で決められたコーディネーターの役割というのが書いてあるので、そのとおりにきちんと書いておいたほうが間違いないと思います。

それから、コーディネーターのことがたくさんあちこちに書いてあるのでどこというのが難しいのですが、25ページの上から3つ目の白丸にもありますし、26ページの真ん中にも特別支援教育コーディネーターの機能の強化とありますし、32ページにもスクールソーシャルワーカーと関連させてコーディネーターのことが書いてあるのですが、コーディネーターについて、書いてはあるけど中身がきちんと書き切れていないかなと。つまり、保護者の方というか、困っているときに保護者の方や指導者、支援者も、一番最初に窓口としてかかわるのはそういう特別支援教育コーディネーターなのです。だから、その人たちの役割についてきちんと書いておくことが、相談支援を求めるときに一番必要だと思うのですが、案外知られていないのです。私などは教育相談をやると保護者の方が知らないでびっくりするのですが、必ずその場にいますよと言うので、もうちょっとあちこちに飛ばさないでどこかにまとめてきちんと書いたほうが良いということが1つです。

(渡部委員長) ごめんなさい、確認ですが、求められる役割というのをしっかり書いておくということと、もう一つは、それが余り知られていないので、もう少しそれをきちんと。

(安藤委員) ええ。書き方は何でもいいのですが、とにかくコーディネーターという人が管理職以外にいて、そこを窓口にするとても話がうまくいくよと。会議も主催することになっているので、そこで議論してもらおう窓口なんだよと。多様な人々がコーディネーターのもとに結集して、みんなでその子について多様な角度から話し合ってくれるよということが見えてくるように書いたほうが、あちこちに載っているのによくわからないということが1つです。

それから、2つ目は横浜型センター的機能ですが、私もあれから変わっているので今が一番新しいのがどうなのか、所管でもう一回見直してほしいのです。例えば、31ページの米印の8、横浜型センター的機能には、特別支援学校や通級指導教室による支援センター的機能と書いてありますが、特別支援学校のセンター的機能はそこで決められたものであり、横浜型は通級による指導でも行うということなので、ちょっとそこはきちんと正確に書いたほうが良いと思います。つまり、特別支援学校の地域支援というふうに一般的に呼ばれていますが、センター的機能は県立もやっているし市立もやっていて、地域の中で核となるようなコーディネーターがやっているはずなのです。そのことを横浜ではさらに、通級指導教室のコーディネ

ーターも地域の中で今は一般学級と個別支援学級の両方というふうに言われているようですが、そこでコンサルテーションに行くということになっているので、その辺をきちんと書いておいたほうがいいのではないかと。つまり、横浜型というのは、ほかの市町村あるいは県よりも少し進んでいることをやっているんだということを書いておいてもいいのではないかと思います。

それに関連して32ページもそうで、上から3つ目の黒四角に、スクールソーシャルワーカーによる特別支援教育コーディネーターの支援を充実するとありますが、それだと、どちらかが上でどちらかがアドバイスを受けているように聞こえるのですが、そうではないと思います。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーという言葉がどこにもないのが私は気になっているのですが、スクールカウンセラーもいるはずで、それらを含めてコーディネーターがまとめ上げているという構図になっていると思うので、その辺がちょっとわかりにくくなっていると思います。

それからもう一つ、自己理解はわかるのですが、発達障害のある人が自己肯定感を持つことは、そんなに簡単なことではないのです。ここに書いてあることは、自己理解の次に自己肯定感、自己効力感と、いろいろな言葉がちりばめられていて、自己表現力というものもあるのです。ちょっとその辺をまとめて、余り何回も書くような言葉ではないのではないかと。なぜかというと、自己効力感というのは、社会との関係の中で、自分が社会の中で有用であるというような、日本の考え方では割とそういうところに主眼がいて、個人としての自分の中での自己効力感とか自己肯定感ではなくて、日本ではもうちょっと自己有用感みたいなものを含んでいる言葉なので、それが余りたくさん書いてあると、例えば発達の中で、思春期なんかにそうそう簡単に自己肯定感を持てることはなくて、もう少し身体的にも精神的にも高められていって、思春期を卒業したころにやっと自分が受け入れられるというのが普通で、発達障害があってもなくてもそうだと思うのです。それを殊さら自己肯定感ということをあちこちにちりばめることは何か違うのではないかとずっとそう思っていたのですが、前よりは減っていたのでよかったです。

今、小川委員が言われたことで、これは前から私が言っていたのですが、21ページの一番下にある、学校における保護者支援です。この指導というのは、横浜の通級指導教室特有の保護者指導という活動があるのです。つまり、お子さんが通級指導教室に通ったときに、情緒の場合は保護者が付き添うということが、今はそうではないところもあるのですが、それが前提になっていたのも、付き添ってくれる保護者の方を別枠として、ペアレントトレーニングみたいな内容かと思いますが、保護者指導と呼んでいて、担当の先生がそこで保護者を対象にしてグループで話し合いをしたりするということがあったから、それがここに指導という言葉で載っていると思うのです。ただ、ここに書いてある学校における保護者支援は、通級の人以外はニーズに十分対応できていませんというのはとてもおかしい話で、通級に行け

ている子供はほんの数%で、発達障害のある子供が全て通級に行っているわけではないのです。むしろほとんどニーズに応じられていないぐらい機会が与えられていないのです。だから、学校における保護者支援というのはもっと、前にも言ったのですが、学校全体としてコーディネーターあるいは管理職が受けとめて、そこで支援を行うというふうにしないと。

(渡部委員長) 私は実は保護者指導ということ余りよくわかっていなくて、この書き方というのは、子供の指導について気になったことがあってもなかなか相談できないことがあるということなのかなと思ったので、いずれにしてもこのあたりは、小川委員からも安藤委員からもありましたので、もう一度整理したほうがいいと思います。

(安藤委員) 前にも言ったのですが、通級指導教室に通っている発達障害児はほんの一部なので、それ以外のことを含めずに通級のことだけしかここに書いていないのでちょっと齟齬があるし、知らない人から見たら変ですよ。そういうことだと思います。以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。それでは、池田委員、お願いしてよろしいでしょうか。

(池田委員) では、私もちょっと細かい文言も含めてお話ししたいと思います。まず、18ページの一番最後の、自己肯定感や自己表現力を身につけるための支援の「適切な言葉や態度で表明できるように支援」というのはちょっとハードルが高いかなと。それがどれだけ大変かと考えるとちょっと難しいのではないかと。そう考えると、「適切な言葉や態度」はなくてもいいのかなと。「自分自身の気持ちや考えを表明できるように」でいいのではないかと気がしました。

19ページの一番上の白丸の2段落目、「社会参加に向けた準備には」で始まる行の後ろに「具体的にイメージすること」とあるのですが、具体的にイメージできないのが一つの特性でもあるので、ちょっとこれは大変だなと思いました。具体的にイメージして準備できないから大変なので、それを入れてしまうのはどうかと。実際にいろいろな体験をして準備するということだと思うのです。似たような体験をして失敗してみるとか、予行演習をするということであって、イメージさせる、ではないのではないかとというのが一つです。

あと、同じ19ページ、白丸3つ目の最後の行で、生活課題に対応する力を身につけるための支援という言葉が出てくるのですが、同じような言葉が20ページの四角の4つ目、生活面の支援の充実のところにも、生活上の課題に対応できる力を身につけるといっているのです。対応する力を身につけるのも非常に大事ですが、成人期になってそれを身につけて、身につけ終わったら支援なしでいけるかという、それは現実的ではないので、身につけるのはもちろん必要ですけれども、身につかない部分は助けを得ながら伴走する支援が必要だと思うのです。身につける力ではなくて、それプラス、足りないところは伴走する支援。今も就労支援という

と、定着したらゴールで、定着した後は支援がなくなる。どこの機関も定着半年後や3年後でその先どこの支援も使えないというか、定着して平気というよりは、ずっと伴走しないと難しいケースが非常に多いのですが、そこをやってくれる支援機関は今なかなか、どこもなかったりするんで、対応する力を身につけるだけではなくて、その後も足りない部分を補ってくれるような、伴走するような支援も必要だと感じました。

あと、34から35ページにかけての、支援機関の特性に応じた支援力の養成の、障害児・者を主たる支援対象としない機関の、発達障害への理解と気づきの視点のところですか。もしかしたら先ほど小川先生がおっしゃったことと同じことを感じたのかもしれませんが、気づきの視点といっても、正しく理解して、発達障害に気づき、寄り添うと書いてあるのですが、では、どうやってというところがなくて、せっかく1つ前の黒丸は具体例があったりするのですが、ここは具体例がないし、どうやって気づけばいいのかが抜けているのは、なおさら0次支援の人たちというか、どうしたらいいかわからないのではないかと。どこまで今回の答申が具体的に書かなければいけないものかわかりませんが、ちょっとこれだとわかりづらいのかなという気がしました。

あともう一つ最後に、39ページの真ん中ぐらいの高等教育機関（大学等）という段落の中の2行目、「しかし、全ての教職員や学生が、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法～を十分に理解しているとはいえない状況です」とあるのですが、ここに学生が入っているのはどうしてかなと。学生というのは、大学生の全てが理解していたほうがいいということなのか、ここの学生というのがちょっと、教職員はもちろん理解があったほうがいいのですが、学生もここに必要かなということをおもいました。以上です。

（渡部委員長）わかりました。ありがとうございます。そうしたら、西尾委員、お願いしていいですか。

（西尾委員）小川委員と安藤委員と池田委員がもう大体言われているのでそんなにないですが、少し細かいところで言えば、19ページの成人期の課題に対する本人支援の充実の、上から3つ目の白丸のところですか。さっき小川委員がおっしゃっていたように、就労支援は充実しつつあるというところは、やはりちょっと言い過ぎかなと思いますので、そこは書き方を変えたほうがいいのかなと。

それから、その2段落下の行で、こうした成人期特有の生活課題に対応する力を身につけるための支援は、まだ多くないのが現状ですと書かれているのですが、確かに多くないのが現状だと思います。ただ、多ければいいのかと。要するに、非常に個別性が高いと思うのです。ですので、身につけるための支援は、個別性も高く、十分ではないというほうが、現実の社会の状況とマッチしているのかなと思います。

あと、その下の白丸のところ、上から2行目の、本人や周囲の人々が、本人の

発達障害に気づかず、成人期になって社会の中で云々と書いてあるのですが、こちらでも文言としては、例えば、成人期になってさまざまな多様な課題に直面する中で、社会の中で生きづらさやつまづきに気づき、初めて発達障害があることがわかる場合がありますのほうがいいのかなと思いました。

それと、さっき池田委員がおっしゃっていたように、20ページの最後の、成人期まで発達障害が見過ごされた人への支援のところは、それこそ40歳とか50歳になって初めて診断を受ける方もいらっしゃるの、そういったことを考えると、そこから気づいて何かを変えていこうというのは、ご自身の力だけではすごく大がかりなことになってしまうので、求められることの中にはやはり伴走するような支援や見守りがあったほうがいいと、私も同感しました。

あとは33ページの学齢期から社会に向けてのところ当たると思うのですが、上から2つ目の社会参加に向けた準備のところと、(2)求められることの最後の黒四角、社会参加に向けた準備のための支援は、書いてあることが重複しているという感じがあって、課題と求められることというのは、もう少しはっきり明快に書かれていたほうがいいかなと。高等学校から社会に出て行くときの支援としては、まだまだ不足していると思われる状況があるので、この社会参加に向けた準備のための支援というのは、これまで話し合われてきた中で幾つか出てきていたと思うので、そういった文言とか具体的なことが載ってくるといいと思いました。以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。坂上委員、いかがでしょう。

(坂上委員) 大分言っていただいたので、ああ、という感じでよかったです。前回は出たと思うのですが、池田委員さんの意見で、20ページの本人支援のところ、成人期までというところが、本当に成人を迎えた20歳前後の短いところを言っているのか、中高年といったもっと幅広いところを指しているのかによって、意味合いが大分変わるかなと。親としては、成人期までにと言われると、中学生、高校生、あと残り何年みたいな感じでとても気持ちがあせってしまって、その間にこういう数々のことをどれだけ学ばせるのかとなるともう、ちょっと絶望的、あつぷあつぷという気持ちになるので、ここの期間がどのぐらいのスパンを言っているのか、もしくはもっと短く見ているのだったら、それまでの間をもう少し緩くしてほしいです。

あと、やはりいつまでたっても生き方が不器用な人たちなので、社会資源を利用できる、社会サービスを利用しての自立というところを入れてほしいと思います。なしではなくて、それを使い続けていけるようなところが欲しいです。

それと、先々もう少し遠いところを見てなのですが、親亡き後の本人支援というところをちょっとにおわせてほしいなと思います。親以外にキーパーソンがつけられるとか、そういうところを、はっきりとでなくてもいいので入れておいていただけるとうれしいなと。8050の予算がついていましたけれども、含めて。

(渡部委員長) ありがとうございます。中野委員。

(中野委員) 本当に出尽くしたところでなかなか意見が出てこないのですが、I-3の二次障害(ひきこもり等)の「等」をとってもらって、ここは学齢期の問題で不登校になられた方の3分の1はひきこもりになるというデータもある中で、この現状と課題の中には不登校の話が入っていないので、この部分に不登校というのを入れていただきたいのが1点です。

あと、27ページの、本人の自己理解の促進と地域社会全体の支援力向上で、支援機関のみならず地域社会全体のというところが私にはイメージがしにくいので、そういったところをイメージしているのか教えていただくなり書いていただけるとわかりやすいかなと思います。その2点です。

(渡部委員長) どこを指しているかご指摘でよろしいですか。

(中野委員) 地域社会全体のという、その地域もどういったエリアなのかかわからないし、地域社会の中にどういう、支援力を高めるに当たって、その支援力を高める中身が、どういった横浜独自のものがあったりするのか、ちょっとわかりにくいと思うので、そこは詳細に書いていただいたほうがわかりやすいと思います。

(渡部委員長) ありがとうございます。寺田委員、お願いしてよろしいでしょうか。

(寺田委員) これって最終的には誰が見るのですか。

(渡部委員長) 一応の流れとしては、これで障害者施策推進協議会に答申するという形になって、そこで確認をした上で、市長から諮問を受けていますので、障害者施策推進協議会から市長に答申すると。その後、そこから順次、行政的なことと同時に、恐らく広く公開されることになると思われま。

(寺田委員) そうですね。26ページの、所属先を失う手前での支援機関へのつなぎなんていうのも、学校だったら先生というのがあるのですが、会社や何かに就労している人が、例えば人事部の人が支援機関につないでくれるのだろうか、現実的な問題としてそんなことがあるのかなということ、その次の、情報を提供するための仕組みの中で、その手法の一例として、情報共有のためのツールを作成しと書いてあるのですが、これは具体的に誰がどんなイメージを持って作成するのですか。誰もがわかりやすい、一つのソフトなり何なりをつくるのかもしれないけれども、誰がコーディネートして誰の権限でこういうようなことが実際、具体的にできるのだろうかということ。個人情報兼ね合いもあるので。

それとあと、20ページなのですが……

(渡部委員長) ちょっと確認ですが、今の寺田委員のお話は、そういうことをコーディネートするということの役割とか存在というのがないと、結果的にこのあたりは実現されにくいということですか。

(寺田委員) 共有というところまでいかないと思うのです。共有するためにはやはり、どこか殻を破ってみんなが同じ立場にならないと共有は多分できないだろうと

思うし、お互いの了解のもとにというのが前提になると思うのです。その仕組みを誰がどのようにつくるのかということなのかなと思います。次に行ってもいいですか。

(渡部委員長) どうぞ。

(寺田委員) 20ページの四角の3番目のところで、そのために、社会の側も云々と書いてあるのです。社会が変わらなければいけないというようなことがここに書いてあるのです。それで、18ページの3つ目の多様性を認め合いというところにも同じ文言が書いてあって、ここでは社会が変わっていかなければいけない、認め合う社会にならなければいけないということがここには書いてあるのですが、では、12ページの現代社会と生きづらさのところになってくると、今度は3行目のところに、そこに大きなギャップが生じ、結果として社会の中での生きづらさが増大してきているとなっていて、その後は、いわゆる定型発達を軸として形作られた社会から孤立しやすい状況も生じやすくなっているということになって、社会から孤立しているのは発達障害の人であって、それは社会の責任とまではここでは言っていないですよ。この言い回しがちょっとどうなのかなと。

(渡部委員長) ICFということを入れてきたのも、そういった意味では社会のという部分を少し強くということがあってと考えているのですが、寺田委員に率直におっしゃっていただくと、この部分はもう少しそういう働きかけが必要だということをもう少し強く書いたほうがいいということでしょうか。

(寺田委員) そうですね。それでないと、矛盾していることをこの答申書で我々が結果的に話し合っていることになってしまうのではないかと思って、お伝えしたいと思いました。

(渡部委員長) ありがとうございます。

(寺田委員) 私のほうは以上です。

(渡部委員長) 高木委員、お願いしてよろしいですか。

(高木委員) 全体的に、1回目に見たときも思っていたのですが、例えば12ページの前提となる考え方という基本のところなのですが、発達障害がある方たちの生きづらさがタイトルになっていて、先ほど坂上委員がおっしゃっていたように、発達障害児・者の方は、発達の仕方が定型の人とは違って、ものの捉え方が違うということは言っていると思うのですが、それを少数派として、定型がちゃんとしているから、そうでない人はアンバランスであるという、発想として何か、社会でも生きづらいし、いろいろなところで生きづらいというのがタイトルに入っていて、それを前提に進めていくというタイトルのつけ方が、時には多様な社会に自分が合わせることに困難を感じることもあるだろうが、生きづらいとは限らないのではないかと。実は、この国際生活機能分類というの、今までは医学モデルで全部こういう診断基準がつくられていたものが社会モデルに変わるということで、社会の中でどのぐらいその人が大変さを感じているかという、どちらかという当事者に寄り添っ

た考え方が入ってきていると思うので、実はこの前提となる考え方のところが結構ぐずぐずになって、何となく発達障害の人は生きづらいでしょ、だから社会でも孤立するでしょという前提で書かれている文脈が、どうしてもしっくりこないところがあります。

それと、もう一つもっと細かくなると、11ページで先ほどおっしゃっておられたDSM-5ですが、アメリカの精神医学会が2013年に出したものを日本語訳したときにこうなりましたというのが多分、時系列的には正しいので、そこを、年を2013年から日本語訳した年にとすると日本だけが考えているみたいになってしまうので、正しい事実を明記されるといいのではないかと思います。

それから、17ページの当事者の居場所の充実というところで、全部、現状と課題があつて求められることという展開なのですが、現状と課題のところもいま一つ、横浜は今、ここまで進んでいるよと。だけど、ここが足りていないよという論法の上に求められることというとても読みやすいのですが、何となく、やっているけどこういうところはだめじゃんという流れになっています。それと、求められることの中にも、つまりいたときに支えとなるというつまりくという文言が、本人が必要としたときとか、助けが欲しいときとか、自分だけでどうにもならないときとか、ちょっと言葉の使い方が発達障害を見ている専門職としてはしっくりこないところが見られたりしています。

先ほどの19ページのところでも、具体的な学生生活と社会生活、新たな生活の違いを具体的にイメージするというのは本当にちょっと変な話で、具体的に理解して、そういうところで生きていくスキルを身につけていくということだと思うので、イメージだけではなくて、具体的な行動や考え方を正しく理解して進めていくということが支援の根本だと思うのです。違いをイメージすると本当に不安ばかり強くなってしまうので、こういったところの課題とか求められることの中にその辺が入るといいなと思っています。

それと、22ページですが、保護者及び家族への支援の見開きの中で、求められることの2番目、保護者への共感的な相談支援の提供という中に、ペアレントメンターの養成というような具体がいきなりここに出てきて、その下にもペアレント・トレーニングを実施するファシリテーターを養成するという、これはきっと具体的なイメージがあつて市の方は書かれていると思うのですが、例えば保護者の方を支援する方法はペアレント・トレーニングだけでは全然ないし、もう一方では、ペアレントメンターも保護者支援の中の1つの方略なのだけど、ここだけイメージがあるものを具体的に1つだけしか書いていないのもどうなのかなと思って違和感を覚えました。

それと、27ページの医療と福祉の連携強化というところで、発達障害に対応できる医療機関がこの辺のニーズに十分応えていないという、小川委員から文章としてちょっと違うので知的障害も入れるというお話があつたと思うのですが、知的障害

の人もそうだし、発達障害の人もそうだし、それから、そのときに付随するいろいろな症状への医療提供ですよね。あとは診断書とかそういうので、福祉の手続をするにも診断書が必要になってきたり、年をとると老後の問題、それから実は医療で言うと、全ての年齢で発達の問題があるなしにかかわらず、眼科、耳鼻科、内科とか、そういうところの受診が大変なのです。そう考えると、この27ページの一番下の医療機関の連携の検討の中で、精神科医療ネットワークだけに特化して書かれています。精神科だけではないし、小さなお子さんだと小児科だったり、眼科や耳鼻科の先生も、言葉が遅れている人に目が見えるか、耳は聞こえるかということもあるわけです。そうすると、いろいろな発達障害を診る専門の医者が出て、その中には精神だったり小児だったりありますけれども、いろいろな医師会とかと共同でネットワークづくりをしたり、そういったことを担ってくれる、例えば市大のセンター病院はこういう機能をつけるというような、総合病院の中にそういったことがコンサルできるような体制で進むとか、何かその辺でもう少し総合的なビジョンみたいなものがあるといいかなと思いました。

あと、31ページ・32ページの教育と福祉との連携のところ、左には現状と課題があって、右側には求められることなのですが、地域療育センターとか、横浜型センター的機能とか、コーディネーターというのは既に横浜に存在していて、そこがある程度頑張っている部分もあります。逆に言うと、現状と課題の中に、こういう施策は既に横浜に存在しているけれども、その不十分さに対して求められることは何かということのほうが。現状と課題のところだけ見ると、横浜が非常にネガティブにできていないという感じに読み取れる部分もあるので、ここは可能かどうかわかりませんが、教育の特別支援をやっている先生方が、横浜はこういうことに取り組んでここに問題があるというのを抽出して、内容を構成していただくのが読んでいて読みやすいし、多分これから施策をやっていくときにも、どこまでできていてどこができていないのかということが、この専門のところから出てこないといけない。具体的にしていくなると結局、そこの整理をしないと進められなくなってしまうのではないかと思います。

(渡部委員長) ありがとうございます。平田先生。

(平田委員) 最初のときに、会議室の壁に附箋がこういっぱい張られてあって、これは年度中にどのようにまとまるのだろうと、他人事ではないですが、私が拝見していたのがこういう形になって、まずもってすごいなという気がしております。本当に事務方と委員長、委員の先生方のご尽力はすごいなと思いました。

細かな部分ではもう委員の皆様にご指摘いただいたことそのままかなと思って拝聴しておりました。私もあれ?と思いながら見過ごした、27ページの地域療育センターというのは医療機関ではなかったよねとか、やはり委員の皆様の立場からのいろいろなご指摘というのがこれから細かな部分で反映されてくるのではないかと思います。

私のほうから一括りにして見てみるとということで、ちょっと思ったことをお話しします。先ほど寺田委員からもご質問がありましたが、この提言はどなたが見るのか、誰に対してというところが一つ考えていくところかと思っております。実は事前に添付ファイルでお送りいただいた資料の中では、例えば38ページのところに参考として色を変えて環境の整備についてとか合理的配慮についてという、こういった資料が参考で入っていたかと思うのです。今回配付されている、プリントアウトされたものにはそれがなくて、もっとコンパクトに米印で合理的配慮と環境の整備と書いてくださっているのですが、場合によっては最初にいただいた参考というところで、差別解消法ですとか、こういった文言がこういう中身で規定されているということまでわかったほうが非常に親切な答申になってくるのかなという印象がございます。

そういう観点で申し上げますと、例えば総論の第3章のところなのですが、12ページでインクルージョンの考え方、インクルーシブな社会の実現など、インクルージョン、インクルーシブという文言がここから出始めているのです。そもそもインクルージョンというのを今回の答申ではどのように規定しているのか、説明しているのかというのが、私もいろいろ検索してみたのですがちょっと見当たらないのです。私個人の理解としては、あくまでも従来のノーマライゼーションやインテグレーションに置きかわるものがインクルージョンではないという理解をしているものですから、どこかで先ほどの環境の整備、合理的配慮と同様の形で、今回の答申ではインクルージョンとかインクルーシブな社会というのをどのように横浜市として考えているのかという記載が、欲を言えばなのですが欲しいなという気がしました。そうすると、そこを書くことによって13ページ、先ほど委員からご指摘がありましたこのICFと、インクルーシブな社会の実現に向けてのところ、そこが埋まってくるのかなという気がちょっとしました。そういう見方で見ていきますと、配付資料のほうですと36ページの地域社会における共生の実現、まさにこの地域社会における共生、米印12番で書かれている内容というのが、インクルージョンですとかインクルーシブな社会というところとリンクしてくるのではないかという気がしています。

余談ですが、私は就学前の保育所、幼稚園、発達支援センターにお邪魔することが多いのですが、昨今、どちらの保育所さん、幼稚園さんのホームページでも、うちはインクルーシブ保育を熱心にやっていますと大体書かれているのです。それでお邪魔すると、うーん、これってインクルーシブ保育かなと、頭をかしげるところが多いのです。ですから、そのあたりを横浜市としては、インクルージョン、インクルーシブをどのように考えているのか、済みません、欲を言えばでございます。

そんなことを考えていると、1つまた前に戻って11ページのこの図なのですが、実は前回の委員会の後、私もいろいろ探してみたのですが、これ以降のこういった概念図というのはなかったです。ないものですから、私なんかは研修会や授業では

この図をベースにして大体ここに丸を書いて、多分委員長もそうだと思いますが、この辺が新しく自閉スペクトラム症といわれるようになったところなんだというのを説明概念としているのですが、新しい提言を今回していこう、答申を出していこうというときに、確かに行政サイドから出されているものはこの図なのですが、やはり横浜市として、横浜の発達障害関連のモデルというのは全国を引っ張っているという意識が私にはありますので、何か一步踏み込んでこの図に委員会として加筆してしまっていないのではないか、丸1つ引っ張ってもいいのではないかと。これは委員の先生方、特に医療関係の先生方のご意見を伺わなければいけないところなのですが、ちょっとそこに一步踏み込めないのかなというような気がしております。済みません、以上でございます。

(渡部委員長) 一步踏み込みにくかったということですかね。ありがとうございました。改めて残りの時間、各委員からお話いただければと思いますが、2点ほど、16ページの、とても細かなことで恐縮なのですが、本人への支援の中で、発達障害児・者の抱えるというところ、これで間違いでは全然ないのですが、発達障害のある本人の抱えるというような書き方もあり得るかなと。発達障害児・者ということと、本人ということ、もう少し本人という姿が出ていく書き方もあり得るかなというのが1点です。

それと、もう一点はまた細かな点ですが、19ページのところに学び直すという言葉があって、内容的にはよくわかるところもあるのですが、学び直しという言葉は高校で使ったり、このあたり、学び直すという捉え方はさまざまあるかなと思っていて、学び直すということになると、今まで学んだことはよくなかったと否定するような感じもなくはないので、どちらかというときに必要に応じて学ぶという言葉でもう十分ではないかと思いました。学び直すという言葉の使い方が少し、もうちょっと慎重に考えていけるといいかなと思ったという意見です。あとは、ご指摘いただいた部分で非常にまた感じる場所がありました。

それではあと5分強になりますが、全体を通して発言が十分でなかったところも含めて、各委員から改めてご指摘あるいはご意見を頂戴できればと思いますので、委員の皆様よろしくお祈りします。

(小川委員) それぞれこの委員会に参加している立場で大分考え方も違うのかなと思いますが、私の理解としては、これはやはり横浜市の施策をこれから進めていくベースになるものだというふうを考えて参加しておりますので、そういう意味ではある面、形としては、言葉としてはすごくいいけれども、これはどうやっても実現が難しいよねというものについては、思い切ってカットするのも一つの手かなとも思います。

一方で、高木先生がおっしゃっていることもわかるのですが、全然問題がないですよというふうな書き方になると、これは施策として進める必要性があるかというところでいえば弱くなるわけですよ。ですから、もちろん発達障害の方でも非常

にハッピーに生活されている方もいらっしゃいますし、生きづらさを全然感じていない方もいらっしゃる。そういう人たちもたくさんいますけどね、という書き出しだと、それはそれで、じゃあそんなに頑張る必要ないじゃないという話にもなってしまう部分もあり、もちろんうそを書くということではないにしても、どこに比重を置いていくのかというのは、非常に広いので、バランスどりが非常に難しい。私も生きづらさ生きづらさと書いてあるのは最初から何となく、私個人としては若干違和感を感じつつ、やはりそれぐらいは書いていく必要があるのかなというふうにも思いつつ、本当にバランスどりが一番難しいところなのではないかと。寺田さんもおっしゃっていたように、社会の側が変わらなければいけない。でも、社会の側だけ変わったところで、これも限界があるし、本人も変わらなければいけない、家族も変わらなければいけないという、ある意味歩み寄りの部分の落としどころをどう見つけるかという話の中で、どこに落とすのかなというのが非常に難しいと思いました。ただ、やはり私はどうしても施策というところに頭がいくので、それとどのように結びつけられるかというところで、最終的にまとめていただければよろしいのではないかと思います。寺田さんがおっしゃっていたのか、例えば引き継ぐツールみたいなことに全国のいろいろなところがトライしてうまくいなくてという、それはもうカットしてしまうとか、例えばですよ、ちょっとめり張りをつけて、落としどころを見つけてまとめていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(渡部委員長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(西尾委員) 今、小川委員がおっしゃったこととちょっと重なるのですが、全体を通して現状と課題、それから求められることのめり張りというか、そこが文章にしてしまうと余計わかりづらくなってしまったのかなという印象があるので、現状と課題はある意味客観的にシビアに書いて、その上で3年後か4年後か5年後になるのかわかりませんが、以内に求められることとしてはこういうことがあるねという全体的な文章のめり張りはあったほうがいいのかと思いました。

(平田委員) これは委員長にちょっとお尋ねしてみようと思うのですが、答申としてはかなりボリュームがあると思うのです。非常に多岐にわたっていく、その中で、これは直近の課題として実現していかなければいけない、いろいろあるかと思うのですが、例えば答申や提言を行っているときに、ポイントとなるキーワードみたいなものがあるかと思うのです。今回の答申でキーワードとして例えば3つ挙げていくというような場合に、委員長の頭の中ではどんなキーワードが想定されていますか。例えば14ページの、常々この委員会の中でもRight time & Bright life、こういったものもキーワードで挙がってくるかと思うのですが、今回の答申の……

(渡部委員長) 特色ですね。

(平田委員) そうですね。

(渡部委員長) なるほど。今すぐにわかに思いつくわけではないのですが、特色あるいは伝わりやすさというのでしょうか、この答申を読んだ方が身近に受けとめられるようなことを大事にしながらまとめていくことは、平田先生がおっしゃるとおり、この答申もそうですし、実際にそういった社会というのでしょうか、そういうものを構築していくことにおいても、非常に伝わりやすいメッセージとして機能するかなと思いますので、その点はちょっと留意してこの後のまとめの作業をやっていきたいと思います。ありがとうございます。

重い宿題をいただいたところで、皆さんよろしいでしょうか。大体40分ぐらいになりまして、改めて今後検討していく大事なご意見をいただいたと思っております。一旦ここで全体的な議論はとめさせていただいて、今後について委員の皆様を確認いただければと思っております。まず、きょういただいたご意見をもとに、内容の最終調整をこの後進めていくということにさせていただきたいと思います。終わりが決まっていますので、3月24日に本検討委員会の母体である障害者施策推進協議会に対して答申案として内容を諮っていくこととなります。3月24日に向けて答申案を作成し、障害者施策推進協議会でご審議いただくと。その後、横浜市長に提出するということとなりますので、冒頭、事務局から説明がありましたけれども、そのような手順でこの後の最終調整の作業を進めていきたく思っています。その最終調整を図っていくときのやり方なのですが、きょういただいたご意見と、もしまたお気づきの点がございましたら、一定の期日までにメールで事務局まで頂戴できればと思います。期日の3月24日までに何度か修正を図っていくことを考えると、来週が一つの目安かと思えます。来週21日が金曜日となりますので、そのあたりまでに追加のご意見、あるいは新たなお気づきの点がありましたら、事務局宛てにお送りいただければと思います。その後は個別に相談させていただくことがあるかと思いますが、基本的には私と事務局でまとめていくことで進めていけたらと思えますが、そういう形でご理解いただければよろしいでしょうか。

(異議なし)

(渡部委員長) 頑張ります。答申案ですが、1回で済むかどうかわかりませんが、一応その3月24日までに最終調整をして、ある程度めどが立った段階で皆様にお送りして、またそれに対してお気づきの点がありましたら返していただくやりとりで進めていくようなことを想定しておりますので、そういった流れでご理解いただければよろしいでしょうか。

それでは、まず2月20日、21日というところで何かお気づきの点がありましたらメールで頂戴したい。その後は、私と事務局できょういただいたご意見を踏まえつつ修正を図っていくと。でき次第、答申案について委員の皆様にお送りするというので、やりとりさせていただき流れで進めてまいりたいと思います。もう少しありますので、引き続き委員の皆様、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上、進め方についてよろしいでしょうか。では、議題の1番についてはこれで

とめさせていただきます。

(2) 報告事項

(渡部委員長) 次に情報提供ということで、資料2ということになると思いますが、次年度の横浜市の予算概要ということで、まず事務局からご説明いただきたいと思います。

(佐渡課長) 資料2をごらんください。実は、発達障害検討委員会の委員の皆様には、発達障害ではない別の予算概要の部分だけ抽出して情報提供させていただきたいと思っております。もともとの発達障害関連のこども青少年局及び健康福祉局の予算につきましては、答申が出るのを待って新たな施策をまたこれから具体的に考えるということになりますので、2年度には両局とも、あえて言えば教育委員会もですが、大きな変更はございません。ただ、今回の答申のご議論の中で何度か、きょうも出ましたけれども、ひきこもりの関係について大きな検討をスタートしますので、その情報提供でございます。

所管が生活支援課、生活困窮を担当している部署が中心になって今後検討していく事業になりますが、その部分だけ抽出して星マークがついています。8050問題の対策事業ということで、新規事業として令和2年度に健康福祉局予算として2000万円積んでおります。これは何かといいますと、現在も青少年相談センターを中心に、39歳までの青少年の相談やひきこもりの方の対応は、池田委員の関係機関も含めて取り組んでいただいているところでございますが、近年課題になっておりますこの8050問題に横浜市としてもきちんと向き合っていくということで、40歳以上を含む中高年のひきこもり状態にある方とそのご家族の支援に向けた準備をどのように行っていくのかという体制づくりや相談のモデル事業、それから、具体的な対応策の調査・研究を2年度にスタートする予定にしております。まだ正式なスタートというよりは、どちらかというモデル的というふうに考えていただいているかと思っております。

具体的に何をやるかということなのですが、5点ほどございまして、1つは、相談のモデル事業です。区役所ですとか地域ケアプラザなどを活用して巡回相談などのモデル事業や、ひきこもり地域支援センターというのは、青少年相談センターに国のこの制度の冠がついているのですが、における電話相談を試行実施するというような相談体制のモデルを1つ行います。また、中高年ということでターゲットが広がりますので、関係機関向けの研修というのも実施していく必要があると考えています。また、もう既にスタートしている都市もございまして、他都市に視察をしたり、当事者団体ですとか、関係機関へのヒアリングを行って調査・研究を進めるということ。また、4点目は、これは普及啓発に当たりますが、市民向けの理解促進に向けたリーフレットの作成と普及啓発を行っていくということ。また、今まで言った4点のようなことを進めながら、できれば支援指針というものの策定準備

に入っていきたいということで、令和2年度はモデル的なものを中心になって、3年度から本格的に動くということになるかと思いますが、40歳以上も含む8050問題について具体的に取り組んでいくということで、今回議論の中で何回か出てまいりましたので、情報提供させていただきました。ご説明は以上です。

(渡部委員長) ありがとうございます。ただいまのご説明に対して何かご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

その他

(渡部委員長) その他ということで、何か委員の皆様からお気づきの点などございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、きょうの検討委員会はこれで終了させていただきたいと思います。皆さんどうもありがとうございます。事務局、お願いします。

(田辺係長)

委員の皆様、本日はありがとうございました。これまでこの会議はメールでのやりとりも含めて委員の皆様から多数ご意見をいただけてきて、我々も真摯にご意見に向かい合ってきたので、今回の答申案はかなり自信を持ってつくってきたのですが、こんなにボリュームのあるご意見をいただくとは正直想定していなかったもので、この後また委員長のもと、事務局一丸となって頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

本検討委員会は平成30年度から2年間にわたって、今回の答申のテーマでもあります軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への支援というテーマで議論・検討を続けてきました。今回きょういただいたご意見も踏まえて答申案をまとめまして、その答申の完成をもって今回の皆様の任期、2年間のうちにお集まりいただく機会は今回が最後になります。皆様本当にありがとうございます。ここから答申案をつくり、3月24日に答申として正式に決定するわけですが、その内容を基盤としまして、今後は具体的な施策の展開について検討していくこととなります。次年度以降、また続けられる方も、別の方にかわる方もいらっしゃると思いますが、この検討委員会におきましてはPDCAサイクルを考えまして、答申をいただいた中でその施策についてどのように進捗していくのか、そんなところも踏まえて次年度以降の検討委員会の中では確認していきたいと考えております。

先ほど渡部委員長からもお話がありましたが、答申案の内容につきましては、改めてきょうの意見を踏まえて、2月21日あたりとおっしゃっていましたが、そのぐらいまでに追加のご意見や、きょう言い足りなかったことなどありましたら、メールなどでお送りいただければ最後までまとめるどころに何とか盛り込んでいきたい、検討していきたいと思っておりますので、もう一踏ん張りご協力いただけたらと思います。

	以上をもちまして本日の検討委員会を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。
資 料 ・ 特記事項	1 資料 ・資料1：軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について【答申】（案） ・資料2：令和2年度健康福祉局予算概要 2 特記事項 ・